

議第299号 令和4年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

目 次

1 歳入歳出補正予算事項別明細書.....	1
(1) 総 括.....	1
(2) 歳 入.....	3
(3) 歳 出.....	4
2 補正予算給与費明細書.....	5

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
7 繰入金	千円 17,510,921	千円 2,000	千円 17,512,921
歳入合計	139,971,000	2,000	139,973,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	市債	その他	
1 国民健康保険費	千円 139,971,000	千円 2,000	千円 139,973,000	千円 0	千円 0	千円 2,000	千円 0
歳出合計	139,971,000	2,000	139,973,000	0	0	2,000	0

(2) 歳 入

款 項	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節				説明
					区 分	補正後の額	補正額	附 記	
7 繰 入 金		千円 17,510,921	千円 2,000	千円 17,512,921		千円	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金		15,670,921	2,000	15,672,921					
	1 国民健康保険費繰入金	15,670,921	2,000	15,672,921	1 保険給付費等繰入	6,684,921	2,000		
歳 入 合 計		139,971,000	2,000	139,973,000					

(3) 歳出

款 項	目	補正前額	補正額	補正後額	補正額の財源内訳				節			説明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分	補正後の額	補正額		附 記
					国府支出金	市 債	そ の 他						
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	国民健康保険費	139,971,000	2,000	139,973,000	0	0	2,000	0					
1	事務費	3,560,722	2,000	3,562,722	0	0	2,000	0					
	1 事務費	3,214,947	2,000	3,216,947			一般会計繰入金 2,000		2 給料	867,951	△8,000		(1) 職員の給与改定費 10,000
									3 職員手当等	575,798	8,300	6 期末勤勉手当	(2) 職員の給与カット △8,000
									4 共 済 費	338,452	1,700	1 職員共済組合費	
歳 出 合 計		139,971,000	2,000	139,973,000	0	0	2,000	0					

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(101) 229	千円 241,283	千円 869,611	千円 577,107	千円 1,688,001	千円 339,908	千円 2,027,909	
補正前	(101) 229	241,283	877,611	568,807	1,687,701	338,208	2,025,909	
比較	(0) 0	0	△ 8,000	8,300	300	1,700	2,000	

注 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		15,981	88,363	22,533	399,108	30,488	12,488	7,586	560
補正前		15,981	88,363	22,533	390,808	30,488	12,488	7,586	560
比較		0	0	0	8,300	0	0	0	0

一般職職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費
補正後	7,107 ^{千円}
補正前	7,105

注 会計年度任用職員及び臨時的任用職員（常勤の講師等を除く。）は除く。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 △ 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
給 料	千円 △ 8,000	1 給与改定に伴う増△減分	千円 -	給与改定の状況 勤勉手当の引上げ 0.10月 (令和4年12月から適用)
		2 その他の増△減分	△ 8,000	給与減額措置 実施内容 給料 { 課長補佐・係長級 △ 3.0 % 係員 (3級及び2級) △ 2.5 % ※ 係員 (1級) の職員は減額措置の対象外 実施期間 令和4年12月～令和5年3月 ※ 令和3年7月～令和4年10月実施済
職 員 手 当	8,300	1 給与改定に伴う増△減分	8,300	参考：課長級以上の給与減額措置の実施内容 給料 { 局長級 △ 6.0 % 部長級 △ 5.5 % 課長級 △ 5.0 % 実施期間 令和3年4月～令和5年3月
		2 その他の増△減分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況

手当の改定状況

区 分	本市の制度			国の制度		
	給与改定前			給与改定後		
期末勤勉手当	支給率			支給率		
	支給期別支給率		支給率	支給期別支給率		支給率
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計
	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	2.15	2.15	4.30	2.15	2.25	4.40
	京都市と同じ					